令和元年度

包括外部監査結果に基づく措置

包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査結果に基づく措置が次のとおり講じられ、市長より通知がありましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

目　　　　次

包括外部監査結果に基づく措置

道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について　・・・・・・・・　1

業務委託に関する事務の執行について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

消防費に係る事務の執行について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

水道事業に係る事務の執行について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

包括外部監査指摘事項に伴う措置

監査実施年度　平成27年度（道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について）

指摘事項	
【第３ 長寿命化修繕計画　４ 長寿命化修繕計画進捗状況　② 実行性のあるマニュアル作り】 マニュアルが整備されていない現状では各土木整備事務所の道路パトロールの巡回監視方法等にばらつきが生じる結果となる可能性がある。 よって、運用可能なマニュアルを策定し、道路パトロールによる巡回監視方法等を画一的なものとする必要がある。 **（掲載36頁・担当課:道路保全課・各土木整備事務所）**	
講じた措置	
平成30年度	平成30年９月に浜松市舗装維持管理ガイドラインを改定しました。このなかで、業務委託による舗装定期点検の対象外の道路について、職員が統一的な尺度で舗装点検が行えるよう新たな舗装点検マニュアルを定めるとともに、点検方法に関する説明会、実施研修を開催するなど、継続的に運用していく体制を整えました。

指摘事項	
【第３ 長寿命化修繕計画　４ 長寿命化修繕計画進捗状況　③ 事業の実施状況の確認・評価方法】 舗装長寿命化計画ガイドラインによれば事後評価として「毎年の点検、補修・更新等の実施に伴い、「コスト縮減効果」と「安全性向上効果」等により事業の実施状況の確認・評価を行い、次年度以降の事業実施計画の見直し等を検討する」となっている。 事後評価をしながらより適切な修繕計画を策定することは必要であるが、実行性を勘案して、具体的な事後評価方法を構築する必要がある。 **（掲載36頁・担当課:道路保全課）**	
講じた措置	
平成30年度	平成30年９月に浜松市舗装維持管理ガイドラインを改定しました。このなかで、これまでの実施状況ついて確認・評価を行い、見直し事項を整理しました。 また、今後の事後評価方法につきましても、ガイドラインに基づき、毎年度実施する舗装定期点検・修繕計画策定業務において評価・見直しを行っていくこととしました。

指摘事項	
【第５ 工事契約　１ 工事契約の概要　① 土木部の随意契約について】 浜松市の「特殊施行工事事務取扱について」で小額工事が定義されているが、土木部の現場の運用として、この定義の中の「詳細な設計を省略しても適正な履行が確保できるもの」かどうかという判断を行う手続きが明確ではないのではないか。特に、土木部は、他部署と異なり、工事設計等の技術を持つ部署であるから、この判断を適切に行えると考えられる。 よって、安易に随意契約とすることなく、その契約の性質又は目的が競争入札に適さないことや競争入札に付することが不利となることなどを慎重に検討のうえ、選択する理由を明確にして行うなどの手続きが必要である。 **（掲載 46 頁・担当課:道路企画課・各土木整備事務所）**	
講じた措置	
平成 30 年度	小額工事については「特殊施行工事事務取扱について」に基づき、詳細な設計を省略しても適正な履行が確保できるもの（高度な技術を必要としない工事、積算基準等による見積りが可能な工事等）について適用しています。施行に当たっては、発注者が作成した仕様書に基づき見積合わせを実施し、公平性・経済性を確保したうえで、受注業者を決定しています。 また、小額工事での施行可否を明確にするため、平成 31 年３月から土木部小額工事契約方法チェックシートを作成し、小額工事発注について適正な運用を図っております。

指摘事項	
【第７ 道路管理　３ 道路占用　① 警察との協議】 道路占用・占用変更の許可を与えようとする場合において、道路交通法第 77 条第 1 項の適用を受けるものであるときは、あらかじめ所轄の警察署長に協議しなければならないとされている。 しかし、道路占用許可事務取扱要領では、警察署長の協議が要求される場合として通行規制を伴うことを要件にしたり、一部の簡易な工事については所轄警察署長との事前の包括的な協定に基づき協議を省略することができるとしている。また、警察と道路管理者との間での「道路占用と道路使用の取扱に関する取り決めについて」との通達によって、路上の交通に著しく影響を及ぼさないものなど一定の軽易な道路占用については、この取り決めで協議されたものとみなしている。 事務取扱要領での通行規制を伴わない場合との要件と、協定・取り決めの内容が必ずしも整合しておらず、法律上要求されている協議が漏れる事態が生じる可能性がある。 従って、個別協議を要する場合と、その範囲を区切ったうえで一定の軽易な占用については協議があったとみなす場合とを整理して規定し、「協議」の要件を満たすようにすべきである。 **（掲載 154 頁・担当課:道路保全課・各土木整備事務所）**	
講じた措置	
令和元年度	令和元年６月に浜松市道路占用許可事務取扱要領の改定を行い、警察との協議を省略できる簡易な工事を明確化しました。

指摘事項	
【第７ 道路管理　３ 道路占用　② 工事完了届提出の徹底】 工事完了届の未提出は、工事は完了しているが単に書類の提出を怠っている場合が大多数であるが、完了届が提出されなければ、工事の完了、占用状態の解消が確認できないことになり問題である。 占用許可手続きの中で工事完了までを一連して把握することが、占用状況が適切に把握されて、通行規制が最小限にとどめられ、また、占用料の適切な徴収にもつながる。 従って、道路占用者に工事完了届の提出を遵守させるよう、許可時の指示及び期限到来後の督促を徹底させるべきである。 **（掲載 155 頁・担当課:道路保全課・各土木整備事務所）**	
講じた措置	
平成 30 年度	平成 30 年度に占用システムの見直しを行い、道路占用許可の条件書 13「工事が完了したときは、工事完了届を提出すること。」の記載を太字で目立つように変更するとともに、土木整備事務所から申請者には許可書を交付する際に、必ず完了届を提出するように指示しています。 また、工事の完了日から１ヶ月を経過しても完了届が提出されていない場合は、電話等で速やかに完了届を提出するように督促することとしました。

指摘事項	
【第７ 道路管理　４ 管理瑕疵　① 土木総務課での情報の管理の必要性】 管理瑕疵において最も重要なのは、瑕疵を早期に発見して事故発生を防ぐことなのであり、この点では、土木整備事務所間の情報共有と、土木総務課による管理が不十分であり、改善が必要である。 **（掲載 162 頁・担当課:道路保全課）**	
講じた措置	
令和元年度	土木スマホ通報システム「いっちゃお！」を積極的に利用してもらうことが危険個所の早期把握につながるため、平成 30 年度から「いっちゃお！」の利用者拡大に向けた広報活動を強化しました。 また、令和元年６月に「いっちゃお！」のシステムの見直しをして市内全域の情報が全土木整備事務所で閲覧できるよう、情報の共有化を図りました。

指摘事項	
【第７ 道路管理　４ 管理瑕疵　② 事故情報の共有】 土木総務課から各土木整備事務所に対して、市全体においての事故情報を通知し、事故の内容、原因、解決までの経過、解決内容を情報共有できるよう改めるべきである。 必要に応じて、当該事故の原因となった同種の瑕疵を防止するため、パトロール項目に追加する等の指示をすべきである。 また、情報へのアクセス方法については慎重な対応を要するとしても、各土木整備事務所が土木総務課の保有する市全体の事故情報を閲覧できるようにする等の制度を整えることも望まれる。 **（掲載 162 頁・担当課:道路保全課・各土木整備事務所）**	
講じた措置	
令和元年度	平成 31 年４月から、管理瑕疵による事故が発生する度に、全土木整備事務所に情報を提供することで情報の共有化を図りました。 併せて、事故現場と同様の箇所に注目したパトロール実施の指示等を道路保全課長名で発信することとしました。 また、市全体の事故情報は、庁内ＬＡＮシステムにて管理し、全土木整備事務所でも閲覧ができるようにしました。

指摘事項	
【第７　道路管理　４　管理瑕疵　③ 事故発生後のパトロール】 特別な類型の瑕疵は、一般的に想定される瑕疵より重大な事故発生の危険が高く、一方で、日常のパトロール項目では当該瑕疵への着目が十分でないので、土木総務課による管理の必要性がいっそう高い。 従って、土木総務課から特定の事項の点検を促す場合には、点検の実施及びその結果について各土木整備事務所からの報告を求めるべきである。 （掲載 162 頁・担当課:道路保全課・各土木整備事務所）	
講じた措置	
平成 30 年度	平成 30 年７月から、特殊な事故が発生した際には、必ず情報を全土木整備事務所に提供し、同様の箇所に注目したパトロールの実施を道路保全課から指示するとともに、パトロール結果について報告を受けることとしました。 点検結果については、道路保全課で取りまとめと事故予防策の検討をし、各土木整備事務所へ周知しています。

指摘事項	
【第７　道路管理　４　管理瑕疵　⑤ 通報受付及びその後の対応ルールの統一化】 電話などによる通報について、受付及びその後の対応について、処理方法は各土木整備事務所に任されており、各土木整備事務所で独自に受付簿などを作成して対応していた。 本庁の管理強化の点から見ても、市全体での統一ルールを作って運用することが必要である。 （掲載 164 頁・担当課:道路保全課）	
講じた措置	
令和元年度	令和元年６月に通報等の受付に際して、統一様式として定めている「要望チェックリスト（緊急対応用）」の使用とＰＯＭ（公共事業優先順位管理システム）への入力を周知しました。ＰＯＭへの入力により、本庁でも通報等の処理状況が確認できるようになりました。

監査実施年度　平成 28 年度（業務委託に関する事務の執行について）

指摘事項	
【第４ 監査の結果（個別案件） 15 浜松市地域活動支援センター事業 ア 単価契約分の予算実績差異について】 事業の性格上、予算時の見積り工数を実績が超えてしまう場合があるが、その場合、請求せず自らの負担としている事業者がある（北区)。単価契約分の上限を事業者へ通知してはいるものの、事業の必要上、実績がこれを超えることもあり得る。その場合には、所管課への事前承認を得たうえで行うこととし、事業者の負担となることがないよう配慮することが必要と考える。 **（掲載 128 頁・担当課:障害保健福祉課）**	
講じた措置	
令和元年度	単価契約については、令和元年度から施設利用者数を基礎とする単価契約から受託者への負担とならない安定したサービス提供を行えるよう施設人員配置を基礎とする契約方法へ変更しました。

指摘事項	
【第４ 監査の結果（個別案件） 15 浜松市地域活動支援センター事業 イ 契約金額について】 契約金額のうち、基礎的事業費（単価契約部分）については、Ⅰ型からⅢ型の全てにおいてあまり頻繁に単価の見直しを行っていない。 また、これらは平成 18 年から継続している事業であるが、その単価算定根拠は不明確であった。消費税を含め諸環境が変化する中で長期間見直しがされていないことに問題がないか確認するとともに、算定根拠を明確にしておくことが、今後の見直しの際にも必要になるものと考える。 **（掲載 129 頁・担当課:障害保健福祉課）**	
講じた措置	
令和元年度	基礎的事業費（単価契約部分）の単価の見直し、単価の算定根拠の明確化については、次のとおり行うこととしました。 Ⅰ型：単価契約については、令和元年度から施設利用者数を基礎とする単価契約から受託者への負担とならない安定したサービス提供を行えるよう施設人員配置を基礎とする契約方法へ変更しました。 Ⅱ型：法定給付である生活介護事業の単価を準用しており、平成 30 年度の報酬改定に合わせて対応しました。 Ⅲ型：中山間地域加算など地理的な条件を踏まえた単価を設定しています。 今後も諸環境の変化に応じた見直しをしていきます。なお、当事業は第二種社会福祉事業に該当するため、消費税については非課税事業となり考慮不要となっております。

指摘事項	
【第４ 監査の結果（個別案件） 16 浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証管理センター運営維持管理業務委託 ア 納付済証の換金性について】 納付済証は、金券と同等の管理を求め、それにコストを掛けることが合理的であるのか検討が必要と考える。仮に在庫の保管にコストがかかるということであれば、例えば、在庫の保管・受注に関しては市役所内で行い、納付済証等の配送業務、流通管理業務、配送実績等の集計業務等を委託することも可能ではないかと考える。 また、納付済証はナンバリングされている。このナンバーを利用して、仮に配送や保管の段階で紛失した場合に、そのナンバーを失効する手続きを取れば、それを習得した者に悪用されたとしても市役所としては損害を被ることはない。よって委託の内容を再考することが必要である。 （掲載 130 頁・担当課:廃棄物処理課）	
講じた措置	
平成 30 年度	平成 31 年１月の委託契約から、納付済証は金券と同等の扱いとせず、印刷物の扱いへと見直しを図りました。 これにより、納付済証の保管場所のセキュリティ要件を緩和するとともに、納付済証の紛失等があった場合の額面での損害弁償に関する条文を削除しました。

指摘事項	
【第４ 監査の結果（個別案件） 17 図書館関連業務委託 ア 新聞記事のマイクロフィルム化について】 中央郷土資料室においてのマイクロフィルム閲覧は需要が存在することは間違いないが、高額な印象を受ける。他の自治体の状況を確認し他の方法がないか検討のうえ、他の自治体もマイクロフィルムの方法によっているのであれば、例えば、近隣市町村や静岡県との共同発注によりコストを削減することができないか、一度検討することが望まれる。 また、新聞紙面の状態で、マイクロフィルム化して残すことが必要なのかという観点からも一度、検討してみることが必要ではないかと考える。デジタル化により、検索機能を強化できれば、利便性は数段、マイクロフィルムよりも向上するように思える。費用対効果を考えた運用は必要ではないか、と考える。 最適な保存方法、契約方法の模索は常に行われるべきである。また、検討の結果を検討会議資料等に残すことで、検討の過程もわかるようにしていくことが必要である。 **（掲載 133 頁・担当課:中央図書館）**	
講じた措置	
平成 30 年度	新聞記事の主な保管方法は、マイクロフィルムとデータベースがありますが、浜松市では、保存期間や再生方法（機器）の観点からマイクロフィルム化して保管することとしています。また、近隣自治体では、新聞記事のマイクロフィルム化は行っておりません。県内では、県立図書館がマイクロフィルム方法を採用しています。県立図書館は、国立国会図書館から新聞記事のマイクロフィルムを委託されている業者から必要とするマイクロフィルムを購入していますが、浜松市に該当する記事のマイクロフィルムは販売していません。こうしたことから、浜松市は独自で新聞記事のマイクロフィルム化を行っています。 また、平成 31 年３月に開催した委託検討会議に際して、当該郷土資料の最適な保存方法、契約方法を報告するとともに、審議経過を検討結果として残しました。 今後も他自治体の動向や新たな技術などの情報収集を行い、最善の方法を検討してまいります。

監査実施年度　平成 29 年度（消防費に係る事務の執行について）

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項）　６ 消防訓練事業　エ 消防用資機材の管理について】 物品管理規則及び物品管理マニュアルに基づき各課で作成する物品管理台帳と、警防課及び各消防署でも別途消防用資機材の管理台帳が作成され、その現物の有無を確認するため年に１回程度現物の確認を行っている。運用上は、調達課の依頼する現物確認と警防課の依頼する現物確認は同時に行われるため非効率は生じていないと考えられるが、消防用資機材の管理台帳は３つ存在しており、修正等がある場合にはそれぞれの修正が必要となることから、管理上の非効率が生じていると考えられる。 物品管理台帳は財産管理等の目的で作成されるが、消防用資機材の台帳については業務上の必要性等から作成されるため、管理目的の違いから台帳が複数存在する意義はあるものの、それぞれで更新を行っていく場合には、片方への報告が漏れてしまうこと等により台帳間で情報の不一致が起きやすく、どちらが正しいかの確認に手間を要するため、定期的な台帳同士の突合作業を行うことが有効である。適切な資産管理を行っていくために、台帳管理の方法についてより効果的・効率的な運用を行うべきである。 **（掲載 93 頁・担当課:警防課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	消防用資機材の管理台帳について、警防課が管理する管理台帳を廃止し、署が管理する台帳に集約することにより効率化を図りました。 また、消防用資機材の管理台帳と物品管理規則及び物品管理マニュアルに基づき作成する物品管理台帳は、管理目的の違いから集約が不可能なため、現状通りとしました。 引き続き、調達課から依頼される現物確認と警防課が依頼する現物確認を各消防署において同時に行い、その結果を警防課が確認し、適切な消防用資機材の管理を行っていきます。

指摘事項
【第６ 監査の結果（個別事項） ６ 消防訓練事業 オ 消防用資機材の故障報告について】 消防車両維持管理要綱では、「車両運行時及び点検時等において、車両及び積載品等の異常を確認したら、原因及び故障箇所を調査し、故障報告書により報告する。」とされ、第14号様式で消防署長から警防課長へ報告するとなっている。これは、各消防署で発生している故障の全体状況を把握し、予算の状況等を勘案したうえで修理や予備の機器への交換等を判断することが重要と考えられているからである。 第 14 号様式では、警防課長が故障報告書の内容を確認のうえ、検印を押す様式となっているが、当該運用は行われておらず、各消防署でイントラネット上に故障報告書をアップロードし、警防課で誰でも閲覧できるような状態とすることで報告に代えている。現状の運用方法では警防課長がいつでも事故報告書を閲覧できる状況であるため、確認できる機会はあるものの、第 14 号様式が求める個別の確認がなされているのかの証跡は残されていない。 現状の運用では消防車両維持管理要綱の求める第 14 号様式には従っていないため、イントラネット上での確認履歴が残るような仕組みへの変更や、警防課長が全ての事故報告書を閲覧する必要があるかどうかの検討を行い、必要に応じて第 14 号様式の変更を行うなど、実際の運用と消防車両維持管理要綱とに齟齬が生じないようにすることが必要である。 **（掲載 93 頁・担当課:警防課）**

講じた措置	
平成 30 年度	平成 31 年３月に消防車両維持管理要綱について、故障等の報告案件の確認はグループ長を原則とし、案件内容によって課長に報告を行うこと、また、報告様式は検印欄を削除する一部改正を行いました。 維持管理状況については、イントラネット上で確認できる体制を構築しました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 11 救急体制整備事業 イ 救急救命士及び救急有資格者の養成に関する指標について】 「適正な救急活動を行うため救急救命士及び救急有資格者を養成する。」という事業目的・事業対象に対応する事業の指標が設定されていない。 消防局としては、「救急救命士配置計画」を立案しているため、平成 32 年度末までに目標人数を達成するというような指標を、事業の指標として設定すべきである。 **（掲載 109 頁・担当課:警防課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	救急救命士の養成については、救急救命士の配置計画に基づき「救急自動車に乗務する救急救命士の数」を指標としました。 また、救急有資格者の養成についても平成 31 年３月に配置計画を策定し「救急自動車に乗務する救急有資格者の数」を指標としました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 13 情報指令費 ウ 情報セキュリティ実施手順の未整備及び未更新について】 情報指令課では、平成 21 年 4 月に浜松市消防局消防情報システムセキュリティ要綱、浜松市消防局消防情報システム運用基準書（業務編及びシステム編）を策定しているものの、内容は制定時に稼働していた旧消防情報システムを前提としたものであり、平成 24 年３月より本稼働している現行の消防情報システムに対応した内容になっていない。また、消防・救急デジタル無線システムについては、情報セキュリティ実施手順に該当するものは策定されていない。 そのため、平成 28 年度中においては、当該システムについて必須とされている情報セキュリティ実施手順の策定が不十分な状況であったといえる。 当該システムに係る情報セキュリティ実施手順を策定又は現行システムに合わせて改定すべきである。 **（掲載 128 頁・担当課:情報指令課）**	
講じた措置	
令和元年度	浜松市消防局消防情報システムセキュリティ要綱、浜松市消防局消防情報システム運用基準書の見直しを行い、これに代わるものとして、消防情報システムや消防・救急デジタル無線システムにおける情報セキュリティ実施手順を盛り込んだ浜松市消防局消防情報システム運用マニュアルを平成 31 年３月に策定し、平成 31 年４月１日から運用しました。

指摘事項	
【第６　監査の結果（個別事項）　13 情報指令費　エ ログ取得方針について】 情報指令課では、消防情報システム及び消防・救急デジタル無線システムについて、いくつかのログが取得されているものの、ログ取得等に係る方針が定められていない。 浜松市情報セキュリティ対策基準6.1(4)②では、情報システム管理者は、ログとして取得する項目、保存期間、取扱方法及びログが取得できなくなった場合の対処等について定める旨が求められている。 そのため、情報指令課長は所管する当該システムについて、ログ取得等に係る方針を定める必要がある。 （掲載129頁・担当課:情報指令課）	
講じた措置	
平成30年度	消防情報システムや消防・救急デジタル無線システムのログ取得等について、平成31年３月に新たに策定した浜松市消防局消防情報システム運用マニュアルにおいて、ログの取得等に係る方針を定めました。

指摘事項	
【第６　監査の結果（個別事項）　13 情報指令費　オ 利用者ＩＤの取扱いについて】 情報指令課では、消防情報システム及び消防・救急デジタル無線システムについて、利用者ＩＤの取扱いについて定められていない。 浜松市情報セキュリティ対策基準 6.2(1)②では、情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴う利用者ＩＤの取扱い等の方法を定める旨が求められている。 そのため、情報セキュリティ責任者である情報政策課長及び情報システム管理者である情報指令課長は、所管する当該システムについて、利用者ＩＤの取扱い等の方法を定める必要がある。 （掲載129頁・担当課:情報指令課）	
講じた措置	
平成30年度	消防情報システムや消防・救急デジタル無線システムの利用者ＩＤについて、平成31年３月に新たに策定した浜松市消防局消防情報システム運用マニュアルにおいて、利用者ＩＤの取り扱い方法等を定めました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 13 情報指令費 カ バックアップの取得状況の確認について】 消防情報システムに係るデータは、情報システムの自動機能により定期的にバックアップが行われているものの、実際のバックアップ実行結果については確認が行われていない。 浜松市消防局消防情報システム運用基準書（システム編）第５条第４号では、データのバックアップを行うとともにその確認を行う旨が求められている。 そのため、運用担当者は、当該システムに係るデータのバックアップ処理について、実行結果の定期的な確認を行う必要がある。 （掲載 129 頁・担当課:情報指令課）	
講じた措置	
平成 30 年度	消防情報システムや消防・救急デジタル無線システムに係るデータのバックアップの取得状況の確認について、平成 31 年３月に新たに策定した浜松市消防局消防情報運用マニュアルにおいて、定期的なバックアップ処理についての確認方法を定めました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 13 情報指令費 キ パスワード管理方針について】 情報指令課では、消防情報システムへのアクセスに際し利用者ＩＤ及びパスワードによるアクセス管理が行われているもの、操作者用パスワードに係る管理方法が定められていない。また、パスワードに係る情報システムのセキュリティ強化機能は設定されていなかった。 浜松市消防局消防情報システムセキュリティ要綱第８条では、情報システムの構成機器に係る操作者用パスワードに関し、管理方法を定める旨、また、浜松市情報セキュリティ対策基準 6.2.(3)では、情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者は、パスワードを不正利用から保護するため、システム等でパスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない旨が定められている。 そのため、情報セキュリティ責任者である情報政策課長及び情報システム管理者である情報指令課長は、所管する当該システムについて、操作者用パスワードに係る管理方法を定めるとともに、システム等でパスワードのセキュリティ強化機能を設定する必要がある。 （掲載 130 頁・担当課:情報指令課）	
講じた措置	
平成 30 年度	消防情報システムのパスワードの管理方法等について、平成 31 年３月に新たに策定した浜松市消防局消防情報運用マニュアルにおいて、パスワードの変更に係るセキュリティ強化及び管理方法を定めました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 14 消防団活動事業 オ 交付金の使途の管理について】 交付金に関して、歳入合計に占める歳出合計の割合はほぼ 100%であり、一見すると交付金が足りていないように感じられる。その一方で、消防団活動に通常必要とは認められない内容で、交付金を使い切るために行われたと考えられる支出が発見された消防団組織もあった。 これは、浜松市の組織の一部である消防団に対して、外部に対する交付要綱を準用していたこと、及び、消防局と消防団との関係については、法律上、上下関係になく、並列関係にあることから、消防局は消防団に対して基本的には関与することができないとの理解であったため、交付金の資金使途の実質的な管理が十分に行われていなかったためである。 浜松市は消防局による消防団への関与レベルについて明確にし、支団ごとに各消防署レベルでの関与を深めるなど、より実効性のある体制への見直しを行い、交付金の使途の管理を十分に行えるように改善すべきである。 **（掲載 138 頁・担当課：消防総務課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	平成 30 年４月に浜松市消防団運営管理交付金交付要綱を改正したほか、各消防署において要綱やその運用に係る説明会を実施する等、消防団に対する消防署の関与の一層の明確化を図り、交付金の使途の管理を十分に行えるよう、体制を整えました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 14 消防団活動事業 ク 消防団組織の研修旅行費用の公費負担について】 平成 28 年度に研修旅行の費用負担されていた消防団組織は３支団 64 分団あった。研修旅行の費用は、参加者１人当たり１万円を上限に「旅費」勘定から支出されており、全体としてみると旅費勘定のほとんど全てが研修旅行の費用である。 消防団組織が実施する研修旅行については、「研修」だけでなく「福利厚生」の意味合いが含まれていることが伺われる。特別職の公務員という身分を有する消防団員による研修旅行費用の一部を公費で賄うことの可否について再検討し、有効な支出となるよう改善すべきである。 **（掲載 140 頁・担当課：消防総務課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	平成 30 年度に「消防団のあり方に関する検討会」を開催し、審議した結果、研修旅行に対する公費負担を廃止することとしました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 14 消防団活動事業 ク 消防団組織の研修旅行に係る提出書類について】 研修旅行に関して消防局に提出される書類としては、管外旅行の届出、旅行会社等の領収書のみである。研修旅行としてふさわしいものであるか、総額でどの程度がかかっているかを把握できるように、見積書や行程表、人数が分かる書類等を入手すべきである。 また、研修であれば、参加者が研修報告書などの書類を作成し、その成果を報告するのが一般的であると考えられるが、そのような書類は存在しない。研修報告書の提出を求め、研修旅行が有効に行われているかの検証を実施すべきである。 **（掲載 140 頁・担当課:消防総務課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	研修旅行に対する公費負担がなくなったため、報告書等の提出書類もなくなりました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 14 消防団活動事業 ケ 消防団組織の研修旅行費用の見積合せについて】 研修旅行費用うち旅行会社に支払われているものについては、業務委託契約に該当するものと考えられる。平成 29 年２月１日に改訂された「平成 29 年度業務委託・賃貸借契約マニュアル」では予定価格 30 万円以下の業務委託契約は２者以上の見積合せ、予定価格 30 万円超 100 万円以下の業務委託契約は３者以上の見積合せが必要となっている。 現状では見積合せを行っている消防団組織の把握はされていないが、消防団は市の組織である以上、浜松市と同水準の管理を求めるべきであり、研修旅行費用に関しては必要な見積合せを実施すべきである。 **（掲載 140 頁・担当課:消防総務課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	研修旅行に対する公費負担がなくなったため、研修旅行の実施に向けた見積合せを行う必要がなくなりました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 15 消防団施設運営事業 ウ 賃貸借契約書の契約内容の見直しについて】 平成17年の12市町村合併以前のそれぞれの旧市町村がそれぞれで定める様式に従った契約書を利用していたことから、12市町村合併以後、契約更新等による契約内容が見直されていない場合などのケースもあり、現在も統一された様式で契約が締結されていない。 この点、浜松市借上げによる公共施設の敷地の管理及び保全に関する要綱では「標準契約書と契約中の契約書を比較して、契約中に不足、差異等がある場合は、契約更新時を目途に、標準契約書に近づけるように努めなければならない。」とされており、財産（土地・建物）借上げマニュアルにおいても契約更新時には、契約内容について見直しを行うことが定められている。 賃借料の改定などの毎年の契約内容に関する検討とともに法的なリスクを回避するためにも早期に統一された様式で契約を取り交わすことができるよう土地所有者との交渉を進めるべきである。 **（掲載148頁・担当課:消防総務課）**	
講じた措置	
平成30年度	「浜松市借上げによる公共施設の敷地の管理及び保全に関する要綱」に基づき、契約更新等の機を捉えて、標準契約書に沿った契約を締結していきます。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） 19 自主防災組織支援事業 ア 補助金交付要綱の改定について】 （ア）浜松市では、各自治会が運営する自主防災組織に対し、主に大規模災害時に必要とされる資機材等の整備費について補助金を支給している。また、当該補助金は、各隊が管轄するエリアの住民の世帯数によって上限が定められている。世帯数が少なくかつ同町内でも自主防災組織が細かく分かれていて小規模なものがいくつもある場合は、それぞれの世帯数に浜松市自主防災隊資機材等整備費補助金交付要綱の別表の計算式を当てはめて計算されるため、世帯数に対して充実した補助金の受領が可能となっている。 一方で、1,000 世帯を超えるエリアをカバーする規模の大きい自主防災組織であっても上限の算出世帯数は 1,000 とされ、1,000～7,000 世帯弱の多くの自主防災組織では、一律に同補助金交付要綱別表の計算式に当てはめた額を上限としてしか補助金を受領できないことから、自主防災組織における必要な活動が行われていないか、あるいは資機材の適切な整備に支障が出ている可能性が疑われる。 しかしながら、実際の活動費用や整備費用はある程度世帯数にも比例すると思われるため、自主防災組織の単位にかかわらず世帯数に応じた適切な配分となるように補助金交付要綱を見直すことが望ましい。 （イ）現状の補助金交付要綱によれば、資機材の整備費用に対して補助金が支出されることになっている。同補助金交付要綱はかなり古い時代に作成されたものと考えられ、現在ではメガホンや、携帯ラジオなどはほとんど購入がされていないと思われる。 一方で、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）などの最新の機器については各隊から要望はあるものの、その購入に対する補助金支給は運用としても認めていない。 したがって、現状の補助対象となる整備費用の内容については今一度見直しが必要と考えられる。 （掲載 161 頁・担当課:危機管理課）	
講じた措置	
令和元年度	（ア） 自主防災隊資機材等整備費補助金の主旨の一つとして、世帯数が少なく、自主財源が少ない自主防災組織が、防災資機材を適切に整備するための助成があります。 自主防災組織全体の資機材整備状況について、平成 30 年３月にアンケートを実施した結果、主要 19 品目の所有率が 1,000 世帯を超える組織は 80%、1,000 世帯以下の組織は 68%であることがわかりました。このことから、今後、1,000 世帯以下の組織に対して、当補助金制度を活用し資機材整備の更なる推進を図るとともに、必要に応じて補助金交付要綱の見直しを図ってまいります。 （イ）資機材の整備費用（品目）については、平成 30 年３月のアンケート結果から現状を踏まえ浜松市自主防災隊資機材等整備補助金交付要綱（平成 31 年４月１日改定）を見直し、対象品目を汚物(嘔吐物)処理入れ、消毒用アルコール、寝袋など 10 品目を追加するとともに内容の精査及び明確化を図りました。

監査実施年度　平成 30 年度（水道事業に係る事務の執行について）

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項）　４ 基本施策４「サービス提供体制の強化」　⑵ 実現方策８「中山間地域における水道サービスの提供手法の検討」　（エ）飲料水供給施設に係る契約書の保管について】 飲料水供給施設を維持管理する水道組合と浜松市とは、施設の使用貸借契約書を締結しているが、大寄、遠木沢、河内浦の飲料水供給施設について契約書の保管がされていないため適切な保管が必要である。 （掲載 87 頁・担当課:天竜上下水道課）	
講じた措置	
令和元年度	契約書が保管されていない「大寄」「遠木沢」「河内浦」の３施設は、既に利用者が無く再契約が不要となりました。飲料水供給施設に係る契約書の保管については、天竜上下水道課で一元管理を行い適切な管理をしています。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項）　４ 基本施策４「サービス提供体制の強化」　⑵ 実現方策８「中山間地域における水道サービスの提供手法の検討」　（カ）地域住民との対話の重要性について】 飲料水供給施設が簡易水道事業に統合された場合、施設利用者には、飲料水の水質検査及び維持管理が不要となるメリットがある。その一方で、デメリットとして、統合する際に課される初期費用の負担が発生すること、統合後は料金体系が変更され水道料金が上昇することが挙げられる。特に水道料金については、飲用だけでなく農業用水などの雑用水で相当量を使用している地域もあり、利用者負担が大きくなることが想定される。 浜松市には、計画書において統合が計画されていながら実際には完了していない飲料水供給施設が 10 施設ある。今後は、人口減少、少子高齢化が更に進み、施設の統廃合や休止を検討する場面が想定されるため、地域住民との対話は、ますます重要となり、事業を進めていくうえでは、地域住民と密にコミュニケーションを取りお互い合意納得できるような対話が必要である。 （掲載 88 頁・担当課:天竜上下水道課）	
講じた措置	
平成 30 年度	簡易水道統合計画において統合されていない飲料水供給施設 10 施設の内、1 施設は平成 30 年度末に統合しました。残る 9 施設については、飲料水供給施設として運営していくことを確認しております。 今後も、施設の統廃合等の検討の際には住民と密にコミュニケーションを取り、お互い納得できるよう進めてまいります。

指摘事項

【第６ 監査の結果（個別事項） ４ 基本施策４「サービス提供体制の強化」 ⑵ 実現方策８「中山間地域における水道サービスの提供手法の検討」 （ケ）飲料水供給施設に関するリスク管理について】

飲料水供給施設の水質検査は、年１回又は２回 実施しなければならないが、水質検査が実施されていない施設がある。

飲料水供給施設は浜松市の施設であり、施設使用貸借契約書により受給者である水道組合が施設の管理及び運営を行うものとされている。しかし、浜松市の施設から供給された水を飲用として使用し健康を害するような状況が発生した場合には、浜松市も責任を問われるリスクがあると考える。

この点について、上下水道部は、水質検査未実施及び水質不適合施設の水道組合に対して、水質検査の実施及び水質改善の指導は行っているが、当該リスクは想定していない。また、天竜上下水道課が飲料水供給施設において事故が発生した場合の取扱について実施すべき事項を「飲料水供給施設管理（緊急時対応）マニュアル」として定めたが、当該リスクへの対応は記載されていない。

したがって、上下水道部は、現在も実施している水道組合への指導をより一層強化するとともに、当該リスクについて適切な評価を行い、当該リスクへの対応を定めることが必要である。なお、当該リスクへの対応としては、例えば、水質検査及び水質改善が一定期間行われなかった場合には、飲用での使用を禁止し、飲用にはボトル水の販売を行うことなどが考えられる。

（掲載 91 頁・担当課:天竜上下水道課）

講じた措置

令和元年度	飲料水供給施設に関するリスク管理については、平成 31 年６月開催の水道組合を対象とした水道管理者説明会において、水質検査の実施依頼と水質不適合の対処方法について飲用井戸等を所管している保健所から指導を行うとともに、水質事故時には浜松市が給水停止を行うことができることや同時に応急給水活動することを周知しました。 その後実施する飲料水供給施設の全ての水質検査の結果については、当課で評価を行い、水道組合へ水質検査結果表を送致するとともに、それぞれの対処方法について、指導を行ってまいります。 また、「飲料水供給施設維持管理（緊急対応）マニュアル」には、水質事故時の対応として浜松市が給水停止を行うことを追記しました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ４ 基本施策４「サービス提供体制の強化」 ⑵ 実現方策８「中山間地域における水道サービスの提供手法の検討」 （サ） 遠方監視システムの整備について】 遠方監視システムは、浄水場や配水池などの水位、配水量、送水量、原水濁度、残留塩素濃度、ポンプ運転状況等を集中管理し、各施設に異常が発生した際に迅速な対応を行うためのものである。特に旧簡易水道については、上水道に比べ地域が広範囲に点在し、小規模な配水池を有していることから、施設や水質の異常など有事の早期把握が迅速な対応を可能にし、より安定した飲料水の供給を可能になる。また、遠方監視システムを導入することにより、特段の問題がない状況においては現地に赴く必要はなくなり、人件費などのコスト削減が可能になる効率的な運営が可能になる。 平成 29 年度は旧簡易水道が水道事業に統合されたことにより、結果として遠方監視システムの整備が一年間先送りになってしまっており、整備計画を制定する際には十分な検討を実施すべきであったといえる。 平成 30 年度から平成 33 年度の期間に遠方監視システムの投資が計画されており、当該計画とおりの事業運営を実施されたい。 **（掲載 94 頁・担当課:天竜上下水道課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	遠方監視システムの整備については、平成 29 年度に作成した遠方監視システム整備事業計画に基づき、平成 30 年度から令和３年度までに未整備の旧簡易水道施設 18 施設を整備して行きます。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (1) 貯蔵品（資機材等）の管理について （エ）メーター以外の貯蔵品の出庫・購入業務の分掌について】 メーター以外の貯蔵品の出庫・購入業務は、会計規程のとおり、担当課と上下水道総務課とで業務を分担させ、同一人物が業務を実施しないように牽制を働かせる仕組みとなっている。しかし、実務上は、出庫請求若しくは購入の準備要求をする担当者と伝票処理をする担当者が同一人物であり、当該担当者は担当課と上下水道総務課を兼任している。 出庫・購入業務の各段階で、上長の承認を必要とすることで、一定の牽制機能を働かせているが、出庫請求若しくは購入の準備要求の業務と伝票処理の業務を同一の担当者に行わせている現状の運用は、リスク管理の点からも、また、会計規程に準拠した運用となっていない点からも望ましいとはいえない。 そのため、上記の貯蔵品の出庫・購入業務の分掌のとおり、出庫請求若しくは購入の準備要求をする担当者と伝票処理をする担当者を別々にするよう改善すべきである。 （掲載 119 頁・担当課:上下水道総務課）	
講じた措置	
令和元年度	浜松市上下水道部会計規程に基づく運用となるよう、出庫請求若しくは購入の準備要求をする担当者と伝票処理をする担当者を別々にし、リスク管理を図りました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (2) 水道メーターについて （キ）勘定科目の未振替について】 固定資産台帳と水道料金調定システムのメーター数の差異原因の調査として、簡易水道からの引継資産の種類別金額を検証した結果、その他量水器（取得価額 118,815 千円、帳簿価額 51,097 千円）について、メーターにもかかわらず取替法による 50%を超えて減価償却額を実施していることが判明した。 その内容を確認したところ、水道料金の調定を実施する水道メーターではなく、機械装置等の機器に設置した計量器とのことであった。 したがって、この計量器は、メーター勘定には該当しないため、機械装置又は器具備品等に勘定科目の振替を実施する必要がある。 （掲載 130 頁・担当課:上下水道総務課）	
講じた措置	
平成 30 年度	機械装置等の機器に設置した計量器については、平成 30 年度末にメーターから機械及び装置へ勘定科目を修正しました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (2) 水道メーターについて （ク）会計処理方法の明確化について】 固定資産台帳における１個当たりのメーター口径別の取得価額評価額と現在の貯蔵品単価との間に大きな差異が発生していた。また、取得年度ごとの１個当たりのメーター口径別取得金額の推移を調査した結果、1997 年度前後で大きく変動し２分の１以下になっていた。この理由としては、建設改良費に含まれる総係費等の間接費を工事費だけではなくメーター購入費に対しても配賦していた若しくはメーター修理費又は取替費をメーター購入費に算入していたかのいずれかであると考えられるが、いずれの場合も会計処理方法を変更したことになる。 今後は、現行の会計処理について文書化するとともに、経済環境等の変化がある場合など正当な理由がある場合を除き、会計処理方法を継続することが必要である。 **（掲載 130 頁・担当課:上下水道総務課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	現行の会計処理方法を文書化するため、平成 31 年２月に「水道事業における有形固定資産に関する事項の取扱いについて」を作成しました。 今後、当該文書に基づいて会計処理を実施してまいります。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (5) 貸倒引当金について （ア）不納欠損の実績の検討について】 「貸倒引当金の債権区分に係る基本的な考え方について」では、引当率の妥当性を検証するために、「毎年度末に不納欠損の実績表を作成し、平均欠損率の大幅な増減がないことを確認すること」とされている。 この点、不納欠損の実績表は作成されていたものの、一般債権の貸倒引当金繰入率を算定することを主目的として作成されており、欠損率の分析やその増減に合わせた引当率の妥当性の検証までは行われていない。 よって、今後は、定期的な不納欠損の推移の検証を行い、引当率の妥当性を検証することを検討されたい。 **（掲載 139 頁・担当課:お客さまサービス課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	平成 30 年度の決算調製の中で債権発生年度毎に不納欠損率の検証を行い、引当率の妥当性を検証しました。 今後も決算調製の中で不納欠損率の推移の検証を行い、引当率の妥当性を検証します。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (5) 貸倒引当金について （イ）貸倒懸念債権に使用する引当率について】 現状、貸倒懸念債権に対しては、50％を引当率として貸倒引当金を計上している。この引当率は、地方公営企業会計基準が改正になったことを契機に、平成 25 年 11 月、過去の欠損の実績から決定したものである。しかし、平成 25 年に発生した貸倒懸念債権に区分された債権が、その後平成 29 年３月末までに回収できた割合は、10％台しかない。残りは平成 30 年３月末までに貸し倒れたか、未回収となっている。 以上より、貸倒懸念債権に対する現状の貸倒引当金の引当率については、引き上げを検討されたい。また、一度設定した引当率については、継続的にその妥当性を検討されたい。 **（掲載 139 頁・担当課:お客さまサービス課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	貸倒懸念債権に区分した残高を債権回収期間に当たる債権発生後の推移について、平成 30 年度の決算調製の中で調定年度毎の債権で検証した結果、貸倒懸念債権に使用する引当率を債権の経過年度毎に 70～90％へ引き上げました。 今後も決算調製の中で不納欠損率の推移の検証を行い、引当率の妥当性を検証します。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (5) 貸倒引当金について （ウ）一般債権の貸倒実績率算定の分子に用いる不納欠損額について】 現状の計算方法では、各年度中の不納欠損額から、「破産による不納欠損額」を差し引いたうえで、毎年の貸倒実績率を算出している。 しかし、不納欠損（回収不可能になった債権）という点では、破産による不納欠損もその他の理由による不納欠損も区別はない。また、破産も全債権に対して一定の割合で起こりうる。 したがって、破産による不納欠損も貸倒実績率の算出に基本的には織り込むべきであると考える。ただし、明らかにイレギュラーな不納欠損であり、実績率算定に織り込むことで不納欠損割合がゆがめられてしまうような場合に限り、これを除外することも検討する。 **（掲載 140 頁・担当課:お客さまサービス課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	平成 30 年度の決算調製から、各年度中の不納欠損額から破産による不納欠損額を除外せず、貸倒実績率を算出することとしました。

指摘事項	
【第６　監査の結果（個別事項）　９　その他の事務執行　(6) 固定資産管理について　（エ）管路の取得価額の算出方法について】 管路の取得価額の算出に当たっては、拡張費及び改良費のうち、管路の工事に直接紐付けできる工事請負費は直接の費用として各管路に直課させ、職員の人件費等のように管路の工事に直接紐付けできない費用は間接の費用として按分比率を用いて配賦するべきである。 しかし、現状の取得価額の算出方法は、直課させるべき工事請負費を人件費等の費用と同様に配賦計算しているため、本来負担すべき金額が負担されていない若しくは本来負担すべきでない金額が負担されているという問題が生じる。 このため、現状のように拡張費及び改良費の全額を配賦計算する算出方法は適切ではなく、拡張費及び改良費を管路の工事に直接紐付けできる直接の費用と直接紐付けできない間接の費用とに区分して、直接の費用は各管路に直課させ、間接の費用は按分比率を用いて配賦するべきである。 **（掲載 144 頁・担当課:上下水道総務課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	管路の取得価額の算出については、平成 30 年度の取得資産から、拡張費及び改良費を管路の工事に直接紐付けできる直接の費用と直接紐付けできない間接の費用とに区分して、直接の費用は各管路へ直下し、間接の費用は案分比率を用いて配賦する方法へ変更しました。

指摘事項
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (7) 減損会計について （ア）減損の兆候判定について】 減損の兆候については、地方公営企業会計基準見直し時以降においては、減損の兆候の判定を実施する必要があるが、会計規程上において減損に関する記載文言がないことから、水道事業会計上では減損の兆候の有無を判定しておらず、稟議決裁も受けていない。 地方公営企業会計基準見直しに伴い減損会計基準は既に導入されているため、会計規程への記載の有無にかかわらず、年度末ごとに上記基準に基づく減損の兆候の有無判定を行うとともに、稟議決裁を受ける必要がある。 また、現状での減損の兆候判定においては、未利用地の有効活用の観点から作成されている遊休地内訳を利用することが想定されるが、旧簡易水道との経営統合に伴い市の特別会計から事業用資産を承継しているものの、旧簡易水道の遊休資産の有無についての把握をしていない。 このため、通常年１回は固定資産の実査を実施することになっており、引継時における引継ぎ資産の現況及び使用状況を把握しておくことは必要であるものと考えられることから、今後における遊休地内訳の網羅性の向上が必要である。 **（掲載 151 頁・担当課:上下水道総務課）**

講じた措置	
令和元年度	公有財産の適正な管理体制の構築と資産の有効活用を図るため、平成 31 年３月に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定し、行政財産と普通財産（遊休資産）の区分を明確にすることにより減損の兆候の判定を実施するとともに、これについて部内共有することとしました。 また、旧簡易水道の遊休資産については、年１回の固定資産残存確認を通じて、現況及び使用状況を把握するとともに、今後における遊休地内訳の網羅性の向上を図ります。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (7) 減損会計について （イ）廃止及び予備水源に関する資産の取扱について】 水道台帳を閲覧したところ、予備水源や廃止水源となっているものが確認され、これらについては、遊休地内訳にも記載されておらず、廃止水源である白沢、平里第１水源及び第２水源については、設備も含めて除却処理されていない。 減損会計適用における兆候判定の観点からは、廃止水源や予備水源について網羅的に把握するのと同時に、特に予備水源については主に給水人口の減少や配水区域見直しによるものであり、また予備水源であっても再使用時には水質検査や水源としての利用申請も再度必要になることから、将来における水源の利用可能性を判断のうえで、減損処理の要否を判断する必要がある。 **（掲載 151 頁・担当課:上下水道総務課）**	
講じた措置	
令和元年度	公有財産の適正な管理体制の構築と資産の有効活用を図るため、平成 31 年３月に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定し、行政財産と普通財産（遊休資産）の区分を明確にすることにより減損の兆候の判定を実施しました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (7) 減損会計について （カ）建設仮勘定の滞留状況について】 平成 29 年度におけるアセットマネジメント計画策定の結果、大原浄水場からの配水区域の見直しを実施すると同時に、大原浄水場第４配水池を廃止して、大原浄水場第１から第３配水池を耐震補強ではなく設備更新することが決定された。 このため、平成 29 年度末においては、耐震補強工事に関する設計業務委託の金額 5,341 千円は将来の工事実施予定がなくなったことから、長期間建設仮勘定に計上されている当該資産を除却処理又は減損の兆候があるものとして減損処理を実施する必要がある。 **（掲載 154 頁・担当課:上下水道総務課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	建設仮勘定の滞留状況については、将来の工事予定がなくなった設計業務委託について平成 30 年度末に除却処理を実施しました。

指摘事項
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (9) 財産管理について （ア）小口現金についての制度整備と運用について】 小口現金の出金は、「小口の支払金又は緊急処理を必要とする」ものに限られている。具体的には、大規模な災害が起こり、銀行預金の出金が速やかにできない場合であって、緊急で現金の支払いが必要な場合に、これに充てることを目的として保管されている。しかし、実際には小口現金は 20 万円しか保管されていない。大規模な災害に緊急に対応する費用としては不十分と考えられるが、具体的に「何のために」「どの程度の金額」が必要であるかといった議論がなされないまま、「20 万円」という額が設定されているのが現状である。 このため、小口現金については、以下の点を整理することが必要と考える。 ・小口現金の位置付け・保有目的の確認 ・目的に応じた保有限度額の設定 ・出納時の運用ルールの整備（１人ごと・１回ごとの限度額、返還までの期間目安等） ・「小口現金管理規定」等の整備 また、概算払いの出金額が数万円から最大 64 万円であり、また、概算払い後残金が戻入されるまでの間に４週間ほどの期間が空いているものもあった。概算払いの出金に関しては、その出金元が小口現金か預貯金かを問わず、上下水道部会計規程第 39 条から第 44 条に規定する資金前渡の手続きに則って出金を行う必要がある。 したがって、前渡金の支払額は、資金の交付目的に照らして妥当な金額の範囲内に収める必要があり、また、支払後できるだけ早急に精算を行う必要がある。 **（掲載 159 頁・担当課:上下水道総務課）**

講じた措置	
令和元年度	目的に応じた保有限度額の設定など小口現金の取扱いの明確化と適正な管理体制を構築するため、平成 31 年３月に「浜松市上下水道部小口現金取扱要領」を制定し、小口現金の適正な運用を行っています。 また、前渡金の支払額は、資金の交付目的に照らして妥当な金額の範囲内に収める必要があり、支払後直ちに精算する必要がある旨「浜松市上下水道部会計規程」で定めていることから、同規程を改めて各課に周知しました。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (9) 財産管理について （ウ）行政財産と普通財産の区分の必要性について】 上下水道部が通常保有する固定資産のほとんどは、水道事業を行うために使用されているものであり、「行政財産」に該当すると考えられるが、「行政財産」と「普通財産」との区分方法については、上下水道部の規程ではなく、浜松市の規程の取扱と同様との説明を受けており、また固定資産台帳上も明確な記載がない。 「行政財産」と「普通財産」の違いにより、貸付け時における貸出賃料の減免限度額が異なることから、両者の管理区分の違いは重要であり、明確にする必要がある。 また、遊休資産の内訳は、「行政財産」と「普通財産」が混在している状況にあった。通常は、「行政財産」から「普通財産」への振替時点で、水道事業対象から外れた資産になることから、振替時においては減損の兆候判定を行う対象となるものと考えられるため、「普通財産」については毎年減損の兆候判定を実施する必要があるのと同時に、「行政財産」が記載されている場合であっても、貸付けを行っている場合には水道事業用としての使用を行っていないことを意味することから、「行政財産」の区分の妥当性についての検証も必要となると考えられる。 **（掲載 161 頁・担当課:上下水道総務課）**	
講じた措置	
令和元年度	適正な資産管理体制を構築し、資産の有効活用を図るとともに事務手続きを明確化するため、平成 31 年４月１日に「浜松市上下水道部公有財産管理規程」を制定しました。 今後は、固定資産台帳を精査するなかで行政財産と普通財産の区分を明確にするよう検証を行ってまいります。

指摘事項	
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (9) 財産管理について （エ）行政財産の使用許可について】 行政財産の貸付については、「行政財産の使用許可に関する事務処理要領」に基づき、使用許可を受けることとなっているが、使用許可を受けずに貸付を行っている財産がある。また、土地賃貸借契約に記載の土地賃貸料も現在の土地評価額に基づく算定賃料を下回ることから減免許可を受けずに賃料自体も減免されていることになるため、賃料の見直しと合わせ、年ごとに使用許可を受ける必要がある。 **（掲載 162 頁・担当課:北部上下水道課）**	
講じた措置	
平成 30 年度	指摘のあった行政財産（土地）について、「行政財産の使用許可に関する事務処理要領」に基づき、平成 31 年３月７日に使用許可（単年度）を行うとともに、使用料を土地評価額に基づく適正額としました。

指摘事項
【第６ 監査の結果（個別事項） ９ その他の事務執行 (11) セグメント情報の開示について （ア）セグメント情報の開示についての文書化】 水道事業の決算書においては、セグメント情報の開示は行われていない。これは、旧簡易水道事業・旧来からの水道事業といった区分はあるが、料金体系は統一されており、また資産の維持・管理等の業務も両事業を区別することなく一体として行っていることから、報告セグメントは一つである、という考え方に基づいている。ただし、この判断についての根拠・結果等が文書化されている資料は存在しておらず、決算書においても、開示をしない旨とその理由の記載はない。 セグメントの区分は、事業単位の有無も含め、各地方公営企業において判断し、「企業管理規程で区分を定める」と地方公営企業法施行規則において規定されている。 したがって、セグメント区分についての考え方を整理し、会計規定等に記載する必要がある。また、当該セグメント区分が妥当であるかについては、セグメント情報の開示の意義に照らして、定期的に見直しをされたい。 **（掲載 165 頁・担当課:上下水道総務課）**

講じた措置	
平成 30 年度	平成 31 年３月に、セグメント区分を明確にするため、「浜松市上下水道部会計規程」を見直しました。また、当該セグメント区分の妥当性については、適宜定期的な見直しを行ってまいります。